

# 兵庫県公報

平成22年3月31日 水曜日 第7号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（復興支援課）	1
○ 健康福祉事務所用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則（健康福祉部総務課）	2
○ 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	2
○ 兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（医務課）	3
○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課）	6
訓 令	
○ 職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	13

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第22号）

兵庫県住宅再建共済制度条例（以下「条例」という。）の一部改正により、住宅に存する家財について、当該住宅が自然災害により一定の被害を受けた場合に共済給付金を給付する制度（以下「家財共済制度」という。）を創設することに伴い、次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 加入に係る家財の存する住宅についての全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の認定は、当該住宅が所在する市町の長が発行する罹災証明書により行うものとする。
- 2 家財共済制度に係る共済給付金は、将来において家財の購入又は補修をすることが明らかであると認められるときに、前払により給付することができるものとする。
- 3 条例の引用条文を改める。

### ●健康福祉事務所用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第23号）

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく診療報酬の算定方法が改定されることに伴い、当該算定方法により算定している健康福祉事務所用料及び手数料の額を改定することとした。

### ●兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

兵庫県心身障害者扶養共済制度の円滑な実施を図るため、加入証書の様式等について所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（規則第25号）

- 1 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正により、看護師学校養成所の指定基準が見直されたことに伴い、看護学科の授業科目、単位数及び授業時間数について所要の整備を行うこととした。
- 2 受験者の負担の軽減を図るため、入学願書の添付書類について所要の整備を行うこととした。
- 3 保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。

### ●環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第26号）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく同意企業立地重点促進区域内においては、環境の保全と創造に関する条例（以下「環境条例」という。）に基づく現行の緑化基準を一律に適用するのではなく、同法に基づき緑地面積率等に係る市町準則を定める市町条例の内容、当該区域における生活環境の保全の状況等を勘案して、市町が環境条例に基づく緑化基準の特例を区域ごとに定めることができるよう、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県規則第22号**

**兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則**

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則（平成17年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第1項」を「第2条第3号」に改める。

第4条中「又は第9条の2第1項」を「、第9条の2第1項若しくは第9条の3」に、「又は半壊」を「若しくは半壊又は同条に規定する床上浸水」に、「又は同条第2項」を「、同条第2項」に改め、「マンション」の右に「又は同条第3項の規定による加入に係る住宅」を加える。

第6条の見出し中「一部払い」を「一部払等」に改め、同条第1項中「又は第9条の2第1項の表」を「、第9条の2第1項の表又は第9条の3」に改め、同条第2項中「できる」の右に「条例第9条第1項又は第9条の2第1項の」を加える。

**附 則**

この規則は、平成22年 8月 1日から施行する。



健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第23号**

**健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則**

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則（昭和48年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 結核健康診断料の款精密検査料の項中

「

レントゲン直接撮影を省略した検査	1件につき	490円
その他の検査	1件につき	980円

」

を

「

レントゲン直接撮影を省略した検査	1件につき	660円
アナログ方式によりレントゲン直接撮影を行う検査	1件につき	1,120円
デジタル方式によりレントゲン直接撮影を行う検査	1件につき	1,290円

」

に改め、同款ツベルクリン反応検査料の項中「300円」を「290円」に改め、同表前各款に掲げる使用料及び手数料のほか、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表及び別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「保険点数表」という。）に掲げる名称の使用料及び手数料の款中「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表及び別表第2 歯科診療報酬点数表」を「使用料及び手数料徴収条例別表第2 健康福祉事務所使用料及び手数料の款に規定する保険点数表」に改める。

**附 則**

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。



兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第24号**

**兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則**

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。  
 本則、附則及び様式（様式第3号及び様式第11号を除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。  
 第3条第1項第1号中「(様式第2号)」を削り、同項第2号中「(様式第3号)」を削る。

第4条第2項を削る。

第7条第1項第1号中「(様式第10号)」及び「(様式第11号)」を削る。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号及び様式第3号 削除

様式第4号中

「

加 入 年 月 日	年 月 日
加 入 者 氏 名	
心 身 障 害 者 氏 名	

」

を

「

加 入 年 月 日 (加入の効力発生の日)	年 月 日				
掛 金 払 込 期 間	年 月 日から		年 月 日まで		
加 入 者	(フリガナ)	.....	男・女	生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名				
心 身 障 害 者	(フリガナ)	.....	男・女	生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名				

」

に改める。

様式第4号の2中

「

口 数 追 加 年 月 日	年 月 日
加 入 者 氏 名	
心 身 障 害 者 氏 名	

」

を

「

口 数 追 加 年 月 日 (口数追加の効力発生の日)	年 月 日				
掛 金 払 込 期 間	年 月 日から		年 月 日まで		
加 入 者	(フリガナ)	.....	男・女	生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名				
心 身 障 害 者	(フリガナ)	.....	男・女	生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名				

」

に改める。

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

様式第10号及び様式第11号 削除

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。



兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第25号**

**兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則**

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）の一部を次のように改正する。

本則（第13条第 2号ウからオまでを除く。）中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第 8条第 1項本文中「の基準」を削り、同項ただし書中「加え、又はこれらの表に定める単位数又は授業時間数を増加する」を「加える」に改める。

第13条第 1号ア中「又は第 2号に規定する」を「から第 3号までに規定する大学、」に改め、同号イ中「第21条第 3号」を「第21条第 4号」に改め、同号エ中「第21条第 4号」を「第21条第 5号」に、「又は第 2号」を「から第 3号まで」に改め、同条第 2号ウ中「あつては、業務」を「あつては、業務」に改め、「及び高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の定時制又は通信制の課程に在学中の准看護師にあつては、当該高等学校等の調査書」を削り、同号エ中「高等学校等」を「高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）」に、「あつては」を「あつては」に改め、「及び調査書」を削り、同号オ中「もの」を「者」に、「あつては」を「あつては」に改める。

別表第 2を次のように改める。

別表第 2（第 8条、第20条の 2関係）

看護学科の授業科目等

授業科目		単位数（授業時間数）	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	論 理 学	1
		情 報 科 学	1
		物 理 学	1
	人間と生活・社会の理解	哲 学	1
		社 会 学	1
		教 育 学	1
		人 間 関 係 論	1
小 計		7 (210)	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解 剖 生 理 学	2
		栄 養 と 代 謝	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	微 生 物 と 病 因	1
		病 因 と 病 変	1
		疾 病 論 I	1
		疾 病 論 II	1

		疾 病 論 III	1	
		疾 病 論 IV	1	
		薬 理 学	1	
	健康支援と社会保障 制度	公 衆 衛 生 学	1	
		社 会 福 祉	1	
		関 係 法 規	1	
		行 動 科 学	1	
	小 計		14 (390)	
専 門 分 野 I	基礎看護学	看 護 学 概 論	1	
		看 護 技 術 論	2	
		看 護 過 程	1	
		フィジカルアセスメント	1	
		コミュニケーション技術	1	
		看 護 倫 理	1	
	臨地実習	基 礎 看 護 学 実 習 I	1	
		基 礎 看 護 学 実 習 II	1	
	小 計		9 (300)	
専 門 分 野 II	成人看護学	成 人 看 護 学 概 論	1	
		成 人 援 助 論	1	
		成 人 援 助 論 演 習	1	
	老年看護学	老 年 看 護 学 概 論	1	
		老 年 援 助 論	1	
		老 年 援 助 論 演 習	1	
	小児看護学	小 児 看 護 学 概 論	1	
		小 児 援 助 論	1	
		小 児 援 助 論 演 習	1	
	母性看護学	母 性 看 護 学 概 論	1	
		母 性 援 助 論	1	
		母 性 援 助 論 演 習	1	
	精神看護学	精 神 看 護 学 概 論	1	
		精 神 援 助 論	1	
		精 神 援 助 論 演 習	1	
臨地実習	成 人 看 護 学 実 習	2		
	老 年 看 護 学 実 習	2		

		小 児 看 護 学 実 習	2	
		母 性 看 護 学 実 習	2	
		精 神 看 護 学 実 習	2	
		小 計	25 (900)	
統 合 分 野	在宅看護論	在 宅 看 護 概 論	1	
		在 宅 援 助 論	1	
		在 宅 援 助 論 演 習	1	
	看護の統合と実践	医 療 安 全	1	
		災 害 看 護	1	
		看 護 研 究	1	
		看 護 管 理	1	
		看 護 総 合 演 習	1	
	臨地実習	在 宅 看 護 論 実 習	2	
		看 護 総 合 実 習	2	
		小 計	12 (380)	
		合 計	67 (2,180)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第 2 の規定は、平成22年 4月 1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。



環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第26号

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成 8 年兵庫県規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第42条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(敷地の緑化基準の特例)

第42条の 2 の 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第10条第 1 項に規定する同意企業立地重点促進区域（同項に規定する条例の適用を受ける区域に限る。）における条例第118条第 1 項に規定する規則で定める工場等の敷地の緑化基準及び条例第118条の 2 第 1 項に規定する規則で定める建築物（工場立地法第 2 条第 3 項に規定する製造業等に係る工場等である建築物及び企業立地促進法第 5 条第 2 項第 6 号に規定する指定集積業種に属する事業の用に供される建築物に限る。）の敷地の緑化基準については、市町は、別表第18に規定する特例緑化基準準則の範囲内で、第42条第 1 項又は前条第 1 項に規定する緑化基準に代えて適用すべき緑化基準を定めることができる。

別表に次の 1 表を加える。

別表第18（第42条の2の2関係）

特例緑化基準準則

1 工場等の敷地における緑地の面積の特例

(1) 新設の場合又は敷地面積の増加の場合

緑地の面積の敷地面積に対する割合は、次に定める範囲内で定める割合以上とすること。

甲種区域	15パーセント以上20パーセント未満
乙種区域	10パーセント以上20パーセント未満
丙種区域	1パーセント以上10パーセント未満

- 備考 1 「緑地の面積」とは、別表第15の1の部の備考に規定するものをいう。  
 2 「新設の場合」とは、条例第118条の規定の施行の日以後に事業所が設置される場合をいう。  
 3 工業団地内の事業所については、当該工業団地内に共通緑地があるときは、当該共通緑地の面積に、当該工業団地の全事業所の敷地面積の合計に対する当該事業所の敷地面積の割合を乗じて得た面積を、当該事業所の緑地の面積に算入することができる。

(2) 既設の場合

緑地の面積の空地面積に対する割合は、次に定める範囲内で定める割合以上とすること。

甲種区域	15パーセント以上20パーセント未満
乙種区域	10パーセント以上20パーセント未満
丙種区域	1パーセント以上10パーセント未満

- 備考 1 「緑地の面積」とは、別表第15の1の部の備考に規定するものをいう。  
 2 「既設の場合」とは、条例第118条の規定の施行の日前に事業所が設置されている場合をいう。  
 3 「空地面積」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積をいう。  
 (1) 都市計画区域内の事業所 敷地面積から当該敷地面積に建ぺい率を乗じて得た面積を控除した面積  
 (2) 都市計画区域外の事業所 敷地面積に10分の3を乗じて得た面積

2 市街化区域内の建築物の敷地における緑地の面積の特例

緑地の面積の空地面積に対する割合は、次に定める範囲内で定める割合以上とすること。

	新築、改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	既設の建築物の敷地の場合
甲種区域	37.5パーセント以上50パーセント未満	15パーセント以上20パーセント未満
乙種区域	25パーセント以上50パーセント未満	10パーセント以上20パーセント未満
丙種区域	2.5パーセント以上25パーセント未満	1パーセント以上10パーセント未満

- 備考 1 「緑地の面積」とは、別表第15の1の部の備考に規定するものをいう。  
 2 「空地面積」とは、敷地面積から当該敷地面積に建ぺい率を乗じて得た面積を控除した面積をいう。  
 3 駐車区画の面積の50パーセント以上を芝生等の地被植物で被うことにより緑化することができる工法により整備する駐車区画については、地被植物で被われていない部分を含めて駐車区画全体の面積を緑地の面積とみなす。  
 4 建築物の敷地に太陽電池を設置した場合、その設置面積に2分の1を乗じて得た面積を緑地の面積に算入することができる。  
 5 建築物の敷地における緑地の面積について、建築物の敷地の緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、当該建築物の敷地において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等の同一面積の緑化をもって代えること

ができる。この場合において当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって代える面積は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。

3 特例の適用に伴う代替措置

1 又は 2 の緑地の面積の特例の適用に伴い緩和される緑地の確保の義務に代わるものとして、敷地又はその周辺の土地について緑化に関する措置を講ずること。

4 備考

1 及び 2 の甲種区域、乙種区域及び丙種区域の区分は、企業立地促進法第10条第 2 項の規定により定められた区域の区分によるものとし、おおむね次に掲げる区域をいう。

- (1) 甲種区域 住居の用に併せて工業の用に供されている区域
- (2) 乙種区域 主として工業等の用に供されている区域
- (3) 丙種区域 専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域

様式第29号（表面）の部を同様式（第1面）の部とし、同様式（裏面）の部中

「

区 分	樹木の植栽場所	緑地の面積	植 栽 の 内 容			主な樹種
			高 木	低 木	竹又は地被植物	

」

を

「1 敷地の緑化計画

区 分	樹木の植栽場所	緑地の面積	植 栽 の 内 容			主な樹種
			高 木	低 木	竹又は地被植物	

に、

「

緑化計画の完了予定年月日	年 月 日
--------------	-------

」

を

「

緑化計画の完了予定年月日	年 月 日
--------------	-------

」

A 4 」

に改め、同部を同様式（第2面）の部とし、同様式に次のように加える。

（第3面）

2 特定工場等の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る計画	敷地面積又は空地面積	新設又は敷地面積の増加による緑地の面積	特例の適用に伴う代替措置に係る緑地の面積	緑地率
	(A)	(B)	(C)	$\frac{(B) + (C)}{(A)} \times 100$
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%

特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式	
			m <sup>2</sup>		
緑化計画の完了予定年月日			年	月	日

注 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講ずる場合のみ記入してください。

A 4

様式第30号（表面）の部を同様式（第1面）の部とし、同様式（裏面）の部中

「

区 分	樹木の植栽場所	緑地の面積	植 栽 の 内 容			主な樹種
			高 木	低 木	竹又は地被植物	

」

を

「1 敷地の変更緑化計画

区 分	樹木の植栽場所	緑地の面積	植 栽 の 内 容			主な樹種
			高 木	低 木	竹又は地被植物	

」

に、

「

緑化計画の完了予定年月日	年	月	日
--------------	---	---	---

」

注 変更に係る事項について変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。

を

「

緑化計画の完了予定年月日	年	月	日
--------------	---	---	---

」

注 変更に係る事項について変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。

A 4

に改め、同部を同様式（第2面）の部とし、同様式に次のように加える。

（第3面）

2 特定工場等の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る計画	敷地面積又は空地 面積  (A)	新設又は敷地面積 の増加による緑地 の面積  (B)	特例の適用に伴う 代替措置に係る緑 地の面積  (C)	緑地率  $\frac{(B) + (C)}{(A)} \times 100$	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式	
			m <sup>2</sup>		
緑化計画の完了予定年月日			年	月	日

- 注 1 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講ずる場合のみ記入してください。  
 2 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。

A 4

様式第31号（表面）の部中「着手（予定）年月日」を「着手年月日」に、「係る計画」を「係る状況」に改め、同部を同様式（第1面）の部とし、同様式（裏面）の部中

「

区 分	樹木の植栽場所	緑地の面積	植 栽 の 内 容			主な樹種
			高 木	低 木	竹又は地被植物	

」

を

「1 敷地の緑化状況

区 分	樹木の植栽場所	緑地の面積	植 栽 の 内 容			主な樹種
			高 木	低 木	竹又は地被植物	

」

に、「係る計画」を「係る状況」に、

「

緑化計画の完了予定年月日	年	月	日
--------------	---	---	---

」

を

「

緑化計画の完了年月日	年	月	日
------------	---	---	---

A 4 」

に改め、同部を同様式（第2面）の部とし、同様式に次のように加える。

（第3面）

2 特定工場等の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る計画	敷地面積又は空地面積	新設又は敷地面積の増加による緑地の面積	特例の適用に伴う代替措置に係る緑地の面積	緑地率	
	(A)	(B)	(C)	$\frac{(B) + (C)}{(A)} \times 100$	
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式	
			m <sup>2</sup>		
緑化計画の完了年月日			年	月	日

注 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講じた場合のみ記入してください。

A 4

様式第31号の2に次のように加える。

（第4面）

3 建築物の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る計画	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	特例の適用に伴う代替措置に係る緑地の面積	緑地の面積の合計	緑地率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$(B) + (C) \times 1/2 + (D) = (E)$	$(E) / (A) \times 100$
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%				
特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式			
			m <sup>2</sup>				

緑化計画の完了予定年月日	年      月      日
--------------	-----------------

注 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講ずる場合のみ記入してください。

A 4

様式第31号の3に次のように加える。

(第4面)

3 建築物の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る計画	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	特例の適用に伴う代替措置に係る緑地の面積	緑地の面積の合計	緑地率
	m <sup>2</sup>	(A) m <sup>2</sup>	(B) m <sup>2</sup>	(C) m <sup>2</sup>	(D) m <sup>2</sup>	(B) + (C) × 1/2 + (D) = (E) m <sup>2</sup>	(E) / (A) × 100 %
特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式			
			m <sup>2</sup>				
緑化計画の完了予定年月日		年      月      日					

注 1 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講ずる場合のみ記入してください。  
 2 変更に係る事項について、変更前及び変更後の内容を明示して、記入してください。

A 4

様式第31号の4（第2面）の部及び（第3面）の部中「係る計画」を「係る状況」に改め、同様式に次のように加える。

(第4面)

3 建築物の敷地に係る特例緑化基準の適用に伴う代替措置

緑地の面積に係る状況	敷地面積	空地面積	植栽面積	太陽電池設置面積	特例の適用に伴う代替措置に係る緑地の面積	緑地の面積の合計	緑地率
	m <sup>2</sup>	(A) m <sup>2</sup>	(B) m <sup>2</sup>	(C) m <sup>2</sup>	(D) m <sup>2</sup>	(B) + (C) × 1/2 + (D) = (E) m <sup>2</sup>	(E) / (A) × 100 %

特例の適用に伴う代替措置の内訳	項目	場所	緑地の面積	緑地の面積の算出式
			m <sup>2</sup>	
緑化計画の完了年月日			年 月 日	

注 この面は、特例緑化基準の適用に伴う代替措置を講じた場合のみ記入してください。

A 4

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第 2 号

本 庁  
地 方 機 関

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第22条第 3 項中「又は外国へ旅行する場合」を削る。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号 (第20条、第23条関係)

超過勤務、夜勤及び宿日直勤務命令簿

年 月分

所属

氏名

所属 長印	直接 監督 責任 者の 印	日	勤務命令時間	勤務の区分											夜勤	宿日直勤務		従事事務の 内容	従事 者印
				超過勤務												5時間 未満	5時間 以上		
				25/100の 部分	100/100 の部分	+50(150) の部分	125/100 の部分	+25(150) の部分	150/100 の部分	+25(175) の部分	135/100 の部分	+15(150) の部分	160/100 の部分	+15(175) の部分					
		1	時 分から分まで																
		2	時 分から分まで																
		3	時 分から分まで																
		4	時 分から分まで																
		5	時 分から分まで																
		6	時 分から分まで																
		7	時 分から分まで																
		8	時 分から分まで																
		9	時 分から分まで																
		10	時 分から分まで																
		11	時 分から分まで																
		12	時 分から分まで																
		13	時 分から分まで																
		14	時 分から分まで																
		15	時 分から分まで																
		16	時 分から分まで																
		17	時 分から分まで																
		18	時 分から分まで																
		19	時 分から分まで																
		20	時 分から分まで																
		21	時 分から分まで																
		22	時 分から分まで																
		23	時 分から分まで																
		24	時 分から分まで																
		25	時 分から分まで																
		26	時 分から分まで																
		27	時 分から分まで																
		28	時 分から分まで																
		29	時 分から分まで																
		30	時 分から分まで																
		31	時 分から分まで																
			計																

支給割合毎の 超過勤務時間数	25/100	100/100	125/100	150/100	135/100	160/100	175/100
	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
	.	.	.	.	.	.	.

引上げ割合毎の 月60時間を超える 超過勤務時間数	+25/100	+50/100	+15/100
	時間 分	時間 分	時間 分
	.	.	.

超勤代休時間 取得可能時間
時間 分 秒
.

備考

- 1 累計の欄には、1日から各日までの超過勤務時間(25/100の部分の時間を除く。)の合計を記載すること。
- 2 累計60時間を超えた場合は、各支給割合部分(25/100の部分を除く。)の引上げ欄(+50(150)、+25(150)、+25(175)、+15(150)及び+15(175)の欄をいう。)に記載すること。

附 則

この訓令は、平成22年 4月 1 日から施行する。